

令和5年9月22日

保護者の皆様

高槻市教育委員会事務局 保健給食課長

高槻市立北日吉台小学校長

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行による
登校許可証の対応について（依頼）

平素は、本市の教育行政の推進にご理解・ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

また日頃から、感染症における予防策への対応にご協力いただき重ねてお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念される中、医療のひっ迫を回避するため、新型コロナウイルス感染症だけでなく、季節性インフルエンザについても、療養を開始するにあたって又は療養期間終了後に児童生徒が登校するにあたって、医療機関等が発行する検査結果や治療の証明書を求めないよう要請を受けております。

つきましては、当面の間、下記のとおり対応することとなったため、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 季節性インフルエンザに罹患した場合の対応

登校許可証の提出は不要。

医療機関等への受診の際に、療養期間について医師から助言を受けるとともに、下記2に示す療養期間が経過しているかを確認の上、登校可能とする。

※本通知日時点で療養中の児童生徒も含む。

2. 季節性インフルエンザの療養期間について

発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで（学校保健安全法施行規則第19条）

3. その他留意事項

季節性インフルエンザ以外の麻疹や風疹等の感染症については、これまでどおり登校園許可証の提出が必要となります。

■ 出席停止疾患における出席停止期間及び登校園許可証の発行について ■

令和5年9月

出席停止疾患		出席停止期間	発行要否
第一種	12種	治癒するまで	要発行
第二種	1. インフルエンザ	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあっては、三日）を経過するまで	不要
	2. 百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	要発行
	3. 麻疹	解熱した後3日を経過するまで	要発行
	4. 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	要発行
	5. 風しん	発疹が消失するまで	要発行
	6. 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	要発行
	7. アデノウイルス感染症（咽頭結膜熱など）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	要発行
	8. 新型コロナウイルス感染症	発症した後五日を経過し、かつ、症状軽快後一日を経過するまで（無症状の場合は検体を採取した日から五日を経過するまで）	不要
	9. 結核	感染のおそれがないと認めるまで	要発行
	10. 髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで	要発行
		※ただし、病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない。	
第三種	11. 腸管出血性大腸菌感染症	治癒するまで	要発行
	12. 流行性角結膜炎	急性症状消退まで・プール不可	要発行
	13. 急性出血性結膜炎	急性主要症状消退まで・プール不可	要発行
	14. コレラ	治癒するまで	要発行
	15. 細菌性赤痢	治癒するまで	要発行
	16. 腸チフス	治癒するまで	要発行
	17. パラチフス	治癒するまで	要発行
		※ただし、学校医その他の医師において適当と認める予防措置をしたときまたは症状により感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。	
その他	18. 溶連菌感染症	急性症状が消退するまで	要発行
	19. ウイルス性肝炎	主要症状が消退するまで	要発行
	20. ヘルパンギーナ	主要症状が消退するまで	要発行
	21. マイコプラズマ感染症	解熱し強い咳が消失するまで	要発行
	22. 感染性胃腸炎	軽症の場合は出席停止の必要性なし	医師の判断
	23. 伝染性紅斑	感染予防のための出席停止は不要	医師の判断
	24. 手足口病	感染予防のための出席停止は不要	医師の判断
	25. とびひ（伝染性膿痂疹）	数個程度の場合は出席可、それ以上は不可	医師の判断
	26. その他の感染症		